

中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外での最終処分を
完了するための取組の進捗状況に関する報告

平成 30 年 6 月 環境省

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 120 号）附帯決議に基づき、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外での最終処分を完了するための必要な措置に係る取組の進捗状況について報告する。

環境省では、有識者による検討を踏まえ、平成 28 年 4 月、中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分の完了に向け、技術開発等の取組に係る中長期的な方針として、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」（以下、「戦略」という。）及び工程表を策定し、戦略及び工程表に沿って、最終処分が必要な土壌等の放射能濃度や量を絞り込むため、減容技術の開発、全国的な理解を得つつ再生利用を推進すること等の取組を着実に進めていくこととした。

戦略及び工程表に沿って、実施した主な取組は以下のとおりである。

(1) 除去土壌を用いた再生利用実証事業を継続・展開

平成 28 年 6 月に取りまとめた「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を踏まえ、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理の方法の検討・検証を行うため、平成 28 年 12 月に着手した福島県南相馬市での実証事業について、平成 29 年 8 月末に再生資材化した除去土壌を用いた試験盛土が完成した。周辺の空間線量率等は除去土壌の搬入の前後で大きく変化せず、この手法において安全性を確認した。当該事業は今後もモニタリングを継続し、データを蓄積していく予定である。

これに加え、飯舘村長泥行政区において、平成 29 年 11 月の飯舘村からの要望を受け、再生資材化した除去土壌を用いて、園芸作物・資源作物を試験栽培するための農地造成の実証事業を行うことを飯舘村、同村長泥行政区、環境省で確認した。今後、同村と具体的内容を相談しながら取り組んでいく予定である。

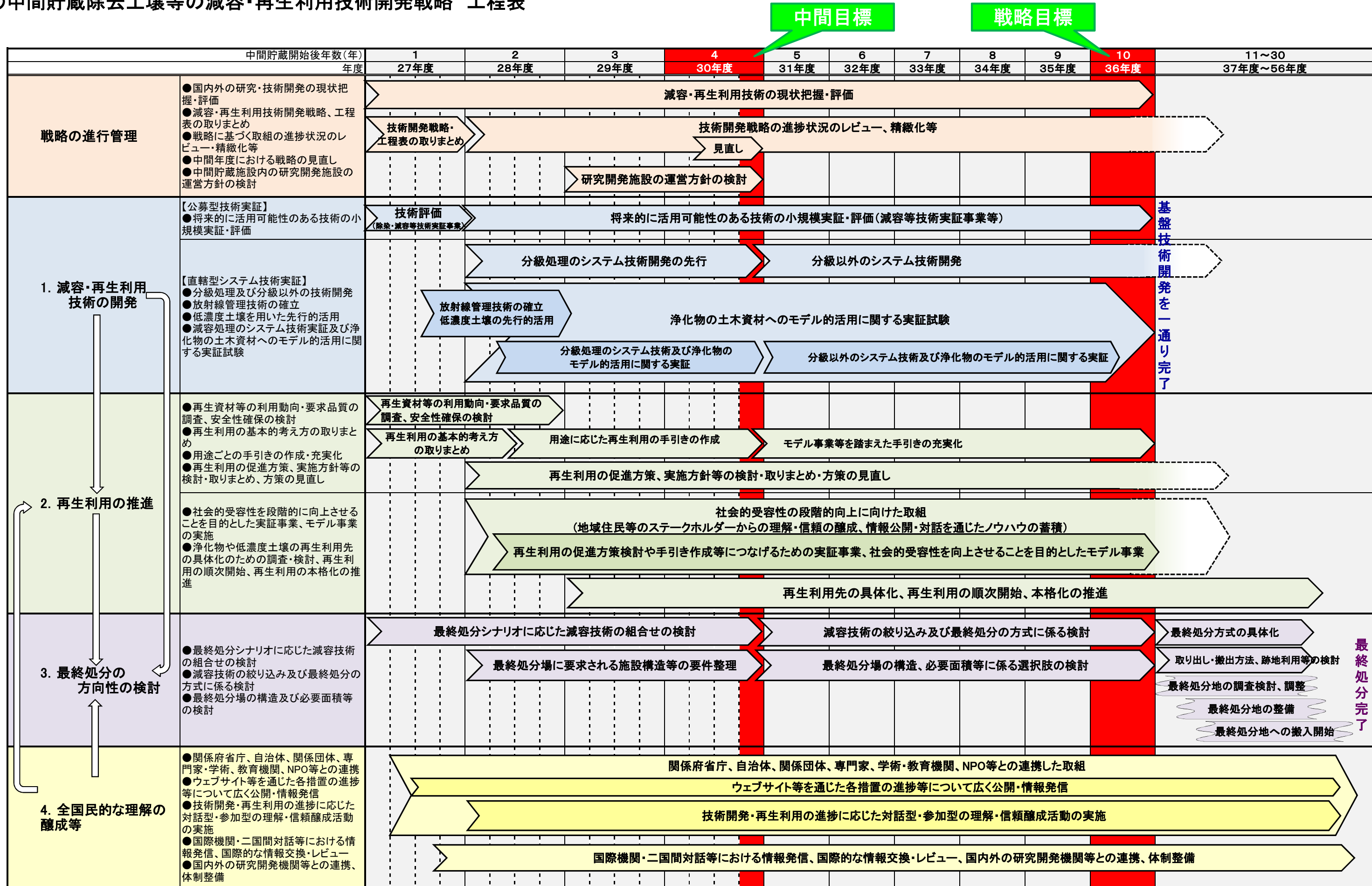
さらには、中間貯蔵施設内の大熊町内において、分級処理の各工程において安全性を確保しつつ、大量の除去土壌の減容処理を行うことができる分級処理システム技術を確立する実証事業にも着手した。

(2) 「再生利用の手引き」の骨子（案）を作成

平成 30 年 3 月 29 日に実施した中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会（第 8 回）において、再生資材を用いた工事の一連の工程における留意点を整理した「再生利用の手引き（案）」の骨子（案）を示した。

今後、各実証事業で得られた知見等を踏まえ、平成 30 年度内に「再生利用の手引き（案）」を策定していく。

○中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 工程表



※中間貯蔵開始後11年目から30年目にかけては、最終処分方向性を明確化した上で、最終処分地に係る調査検討・調整、最終処分地の整備、最終処分地への搬入等を順次実施していく。